

香芝市告示第108号

香芝市自転車等の放置防止に関する条例（平成2年条例第4号）第7条第1項の規定により、放置禁止区域（近鉄五位堂駅周辺）を別図のように指定し、令和3年12月1日から施行する。なお、平成13年香芝市告示第105号は、令和3年12月1日限り廃止する。

令和3年12月1日

香芝市長 福岡 憲 宏

# 近鉄五位堂駅周辺自転車等放置禁止区域図

